

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

平成29年8月25日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

平成29年7月18日静岡県告示第584号（保安林の指定施業要件変更の予定）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更予定保安林の所在場所	掲示場
佐野郁男	富士市南松野字大代 4317 の 4	富士市役所
深澤祇章	富士市北松野字下峯山 3344、3346	富士市役所
天野謙一郎	富士市北松野字峯山 2421 の 1、字下峯山 3333、字台山 4097 の 5	富士市役所
天野清一郎	富士市北松野字上野 4449 の 5（以上の1筆については一部保安林）	富士市役所
白井次平	富士市北松野字中峯山 3129	富士市役所
望月寿賢	富士市南松野字桑木穴 4617	富士市役所